

トラック運送事業における社会保険等の未加入対策の強化について(行政処分等)

主な措置内容

- (1) 新規許可事業者が社会保険等(注)に適正に加入していなかった場合に、貨物自動車運送事業法第59条第1項(許可等の条件)違反として行政処分等を実施
- (2) 既存事業者が社会保険等に適正に加入していなかった場合に、貨物自動車運送事業法第25条第2項(トラック運送事業の健全な発達を阻害する競争)違反として行政処分等を実施
- (3) 実施時期 : 平成20年7月1日から

(注) 社会保険等とは：健康保険、厚生年金保険、労働者災害補償保険及び雇用保険です。

具体的な行政処分等の内容については、『貨物自動車運送事業者に対し行政処分等を行うべき違反行為及び日車数等について』をご参照下さい。
http://www.hkt.mlit.go.jp/kakusyu/gyoseisyobun/jidousha/kijunpdf/kamotu_ihankoui.pdf

問い合わせ先：北海道運輸局自動車交通部 自動車監査官
TEL:011-290-2744

背景

トラック運送事業者の社会保険等への適正な加入は、当該事業の公平な競争条件を確保するため必要不可欠なものです。昨今のトラック運送事業においては、厳しい競争の中で競争上の優位性を確保するため、本来守らなければならない法律上の義務や規制を免れて、不適正に運送原価を引き下げるケースが顕在化しています。

このため、国土交通省並びに公正取引委員会は、平成20年3月4日、「軽油価格高騰に対処するためのトラック運送業に対する緊急措置」を取りまとめ、トラック運送事業の健全な競争環境の整備を図るべく、社会保険等未加入事業者に対する貨物自動車運送事業法上の処分等の強化を行うこととしました。